金融機関および認定支援機関様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　静岡県経営改善支援センター

〇早期計画(プレ支援)の取下げ手続きについて

利用決定後に、計画策定やモニタリングについて事情により取下げまたは終了をする場合もあります。まず、申請企業と認定支援機関は、事前にメイン金融機関（利用申請時に事前相談書に捺印をいただいた金融機関）と相談してください。メイン金融機関と協議後に、以下の書類を静岡県経営改善支援センターに提出してください。また、メイン以外の金融機関に早期計画(プレ支援)の計画策定を進める旨説明していた場合は、説明したすべての取引金融機関に取り下げる旨を連絡してください。

なお、計画策定費用の補助を受けた以降に取り下げる場合は、センターの承諾がないと取下げはできませんので、事前にセンターにご相談ください。

【提出書類】

1. 「取下げ書」は２種類あります。

(別添「取下げ書Ａ」「取下げ書Ｂ」)

取下げ書Ａ・・・・メイン金融機関が事前相談書に捺印した場合に使用します。

申請者（事業主）と認定支援機関の署名捺印（利用申請書の使用印）

取下げ書Ｂ・・・・メイン金融機関が認定支援機関になっている場合に使用。

申請者（事業主）と認定支援機関の署名捺印およびメイン金融機関の「支店長印」）

1. 「取下げ理由書」・・・認定支援機関が記入します。（別添「取下げ理由書」フォーム）
2. 倒産等の場合は、倒産等を確認できる書類の写し。例えば、破産開始決定通知書等。

【提出先：郵送】　静岡県経営改善支援センター

　　　　　　申請者の捺印前の下書き段階で「取下げ理由書」「取下げ書」、倒産の場合は「確認資料写し」を、事前にセンターに電子メールでお送りください。事前確認します。

【注意事項】

1. センターが、取下げを受付した後は、「早期経営改善計画策定支援事業」のセンター負担金（補助金）の対象外となります。
2. モニタリングは、計画策定費用の支払決定後１年経過以上経過した最初の決算期を財務貴基準として実施します。モニタリングが終了しないまま取下げすることは原則できません。モニタリングが出来ない事情が生じた場合、経営改善支援センターに相談ください。

【申請者が倒産等した場合の手続き】

・認定支援機関および、メイン金融機関（その他認定支援機関または確認書を捺印した金融機関）は、事業者の倒産等について、静岡県経営改善支援センターに、ご一報ください。

・保証協会等に代位弁済済みで、かつ、営業継続中である場合、代弁の事象だけではモニタリング終了要件にはなりません。今後のモニタリングは、静岡県経営改善支援センターにご相談ください。

　・申請者（事業主）から捺印が徴求できない場合はセンターにご相談ください。

【取下げ書の提出後の手続き】

1. センターから、「取下げ書」受理済みの写しを認定支援機関に返送します。
2. 認定支援機関から、「取下げ・終了届」(センター受理済み)の写しを申請者、メイン金融機関に対して、郵送または持参ください。（静岡県信用保証協会には、メイン金融機関から通知してください。）

以上

　　　　　　　　　　 （静岡県経営改善支援センター平成３０年３月２０日現在）